

平成23年10月24日  
消費者庁

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表（リコール情報）について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、リコール情報を以下のとおり公表します。

株式会社カンキョーが輸入した除湿機において、当該製品から出火する重大製品事故が発生しました。

事故原因は、現在、調査中ですが、当該製品に使用されている電源基板上の実装部品に設計と異なるものが使用されていたこと及び電源基板の樹脂製ケースも設計と異なる難燃性の低い材料が使用されていたため、実装部品の不具合から出火した際に樹脂製ケースに着火し、延焼に至ったものと考えられます。

このため、同社では事故の再発防止を図るため、本日からホームページへの情報掲載等を行い、対象製品について無償点検・修理を実施することとしました。

当該事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づいて重大製品事故報告を受けており、ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として、平成22年9月28日に公表（管理番号A200900237）していたものです。

消費者庁としては、当該製品をお持ちの方に対し、再発防止のため、製造事業者の行う無償点検・部品交換を受けるよう呼び掛けます。

### 1. 特記事項

#### (1) 株式会社カンキョーが輸入した除湿機について（管理番号A200900237）

##### ① 事故事象について

株式会社カンキョーが輸入した除湿機において、当該製品から出火する火災が発生し、周辺が焼損しました。

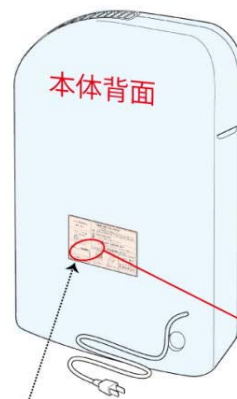
##### ② 当該製品のリコールについて

同社は、事故の再発防止を図るため、本日、ホームページへの情報掲載等を行い、対象製品について無償点検・修理を実施することとしました。

③対象製品等：製品名（商品名）、型式、製造期間、改修対象台数、  
対象製品の外観及び確認方法

製品名（商品名）	型 式	製造期間	改修対象台数
除湿機 (コンデンス除湿器)	DBC	平成18年6月26日 ～ 平成19年12月20日	18, 179

●対象製品の外観及び確認方法



製造番号表示箇所

製造番号



製品の背面の銘板シールに記載されている製造番号が「48063112～48107771」の製品が対象です。

④事業者の対応

無償点検・修理を実施します。

⑤事業者の告知

- ・ホームページへの情報掲載：平成23年10月24日（月）
- ・顧客リストに基づく電話連絡：平成23年10月24日（月）
- ・ダイレクトメールによる通知：平成23年11月初旬から随時

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止していただくとともに、下記問合せ先に速やかに御連絡ください。

(株式会社カンキョーサービスセンターの問合せ先)

電話番号：0120-173-877

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ホームページ：<http://www.kankyo-new.com/>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当) 担当：中嶋、榎本

電話：03-3507-9204 (直通)

(株式会社カンキョーが輸入した除湿機に関する問合せ先)

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、古田、長沼 電話：03-3501-1707 (直通)

■当該リコールにおける消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A200900237	平成21年6月11日	平成21年6月26日	除湿機	DBC	株式会社カンキョー	火災	当該製品をタイマー運転していたところ、火災が発生し、周囲が焼損した。 事故原因は、当該製品に使用されている電源基板上の実装部品に設計と異なるものが使用されていたこと及び電源基板の樹脂製ケースも設計と異なる難燃性の低い材料が使用されていたため、実装部品の不具合から出火した際に樹脂製ケースに着火し、延焼に至ったものと考えられる。	京都府	平成21年6月30日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として経済産業省が公表  平成22年9月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表  平成23年10月24日リコールを実施

除湿機（管理番号：A200900237）

